

防府市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、防府市（以下「市」という。）が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 広告の掲載位置は、原則として市ホームページのトップページのうち、市長が指定する場所とする。

2 広告の募集枠は15枠以内とする。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル 横145ピクセル

(2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEGまたはPNG

(3) 容量 5KB以下

2 広告のデザインは、文字色と背景色のコントラストを十分にとり、背景に画像等を使用する場合は文字を縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

3 広告画像には次に掲げる表現を含んではならない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの

(例) 「開く」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の操作手順を示す表現

(2) アラートマークを模した表現

(3) チェックボックスまたはラジオボタンを模した表現

(4) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(5) 閲覧者が市に関する情報と錯誤したり、市ホームページの一部と混同したりするおそれのあるもの

(例) 「施設情報」「採用情報」等の表現、市ホームページと同様の配色による表現等

(6) その他広告の表現として市長が不相当と判断するもの
(掲載決定順序)

第4条 掲載申込みのあった広告が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

(1) 国又は地方公共団体の広告

(2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告

(3) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）

(4) 法人（前号に掲げるものを除く。）又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告

(5) 法人（前2号に掲げるものを除く。）又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないものの広告

(6) 前各号に掲げるもの以外の広告
(広告の掲載料及び掲載期間)

第5条 広告掲載料は、広告1枠あたり月額2,900円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、消費税等相当額を加算した月額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 広告の掲載期間は6か月から12か月までの1か月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。

(広告の掲載申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、要綱第6条の規定に基づき、次に掲げるものを防府市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）及び市税等の納付状況調査の同意書（第

2号様式)に添えて、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

(1) 第8条に規定する広告原稿

(2) 広告主の事業概要がわかるもの

(広告掲載の審査及び決定)

第7条 市長は、第6条の規定による掲載申込みがあったときは、提出された原稿を要綱第8条の規定に基づき設置された審査委員会において審査し、広告掲載の可否を防府市ホームページ広告掲載可否決定通知書(第3号様式)により広告主に通知しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、広告主に対し新たな資料の提出を求めることができる。

3 市長は、提出のあった画像データやリンク先URL等の資料(以下「原稿等」という。)が適当でないと認めたときは、広告主に対し修正を指示することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、原稿等を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出しなければならない。

(広告の変更等)

第9条 広告主は、1か月を単位として、掲載する広告またはリンク先URL(以下「広告等」という。)の変更を求めることができる。

2 前項の規定による広告等の変更は、月の初日に行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により広告等の変更を求めるときは、変更後の広告等掲載を希望する月の前月3日までに、変更された原稿等を防府市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に添えて提出し、市長の承認を得なければならない。

(広告掲載の取消)

第10条 市長は、次の各号いずれかに該当する事由が発生したときは、該当広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主及び広告内容が要綱第4条の規定に該当することとなったとき。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が広告掲載にかかる事業の進行の支障があると認めたとき。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告主は、掲載期間分の広告掲載料を市長が指定する期日までに市が発行する納付書により、一括して納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りでない。

2 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ了承し、広告の掲載停止による掲載料の還付、損害賠償等を市に請求しないものとする。

- (1) 機器等の保守または工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を追うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告主は、指定したリンク先のホームページにおいて、次に掲げる事項を明示し、責任の所在を明らかにしなければならない。

- (1) 広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体及び個人

の場合は、代表者の氏名)

(2) 広告主の所在地又は住所

(3) 広告主の連絡先の電話番号（固定電話の番号を明示するものとし、携帯電話又はPHSの番号のみの記載は認めない。）

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月10日から施行する。

(第1号様式)

防府市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 防府市長

広告主	所在地又は住所	_____
	事業所商号又は名称	_____
	代表者職氏名	_____ 印
	担当者／部署	_____
	連絡先	_____

防府市広告掲載事業実施要綱及び防府市ホームページ広告掲載取扱要領を遵守し、次のとおり申し込みます。

記

- 1 広告媒体 防府市ホームページ
- 2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 リンク先 <http://>
- 4 添付書類等
 - ・ 広告の原稿（案）
 - ・ 広告掲載希望者に係る市税等の納付状況調査の同意書（第2号様式）
 - ・ 広告掲載希望者の業務内容等を明らかにする書類
- 5 備考

(第2号様式)

同 意 書

年 月 日

(宛先) 防府市長

広告主 所在地又は住所
.....
事業所商号又は名称
.....
代表者職氏名 ⑩
.....
生 年 月 日 M・T・S・H 年 月 日
.....

広告掲載希望者（法人の場合は代表者を含む。）は、防府市ホームページ広告掲載の申込みにあたり、防府市広告掲載事業実施要綱第4条第4項の市税等の公金滞納の有無を確認するため、納付状況調査を行うことに同意します。

公金の種類

- ・市税 ・国民健康保険料 ・介護保険料 ・市営住宅使用料
- ・下水道使用料 ・下水道受益者負担金

- ※ この同意書は、公金納付状況調査以外には使用しません。
- ※ 法人の場合は、会社印及び代表者印を押印して下さい。

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

防府市長

印

防府市ホームページ広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった防府市ホームページへの広告掲載について、次のとおり（掲載する 掲載しない）ことと決定したので、通知します。

記

1 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 リンク先

http://

3 掲載条件

防府市広告掲載事業実施要綱及び防府市ホームページ広告掲載取扱要領に従うこと。

4 留意事項

広告内容等の変更を希望する場合は、遅くとも当該変更日の一月前までに再度広告掲載申込書を提出してください。